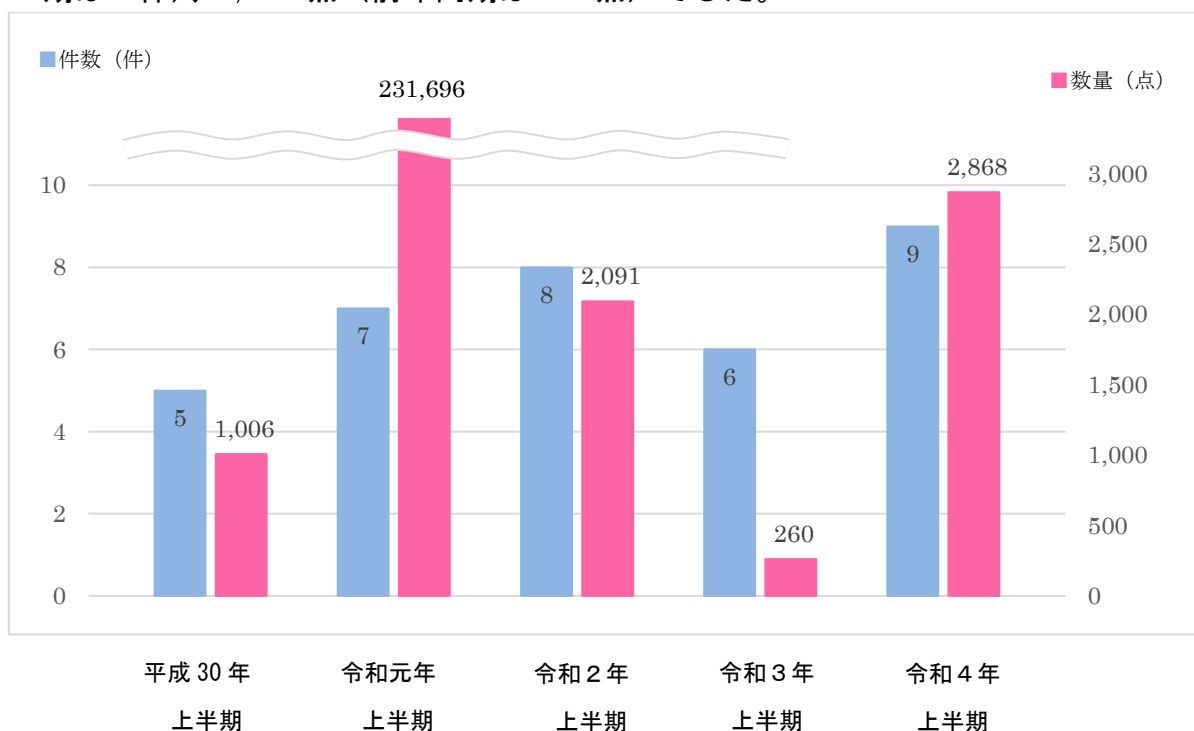


～ 神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～ 【令和4年上半期】

神戸税関は、令和4年上半期（1月～6月）の偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成30年～令和4年（上半期））

令和4年上半期に、神戸税関で差し止めた知的財産侵害物品は、9件（前年同期は6件）、2,868点（前年同期は260点）でした。



（注1）「差止件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数です。

「差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

例えば、1件の輸入申告に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上されます。

（注2）令和元年上半期は、平成31年1月から令和元年6月を示します。

2. 知的財産侵害物品の取締りについて

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

3. 令和 4 年上半期における差止めの状況

(1) 仕出国（地域）別

仕出国別の差止件数では、中国仕出しの貨物から 5 件、アメリカ、パキスタン、バングラデシュ、ベトナム仕出しの貨物から各 1 件の発見がありました。

(2) 権利別

権利別の差止件数では、商標権を侵害するものが 7 件、特許権を侵害するものが 2 件でした。

(3) 品目別

主な品目別の差止件数では、衣類が 4 件、バッグ類が 2 件、その他が 2 件でした。また、主な品目別の点数では、運動用具が 1,536 点、衣類が 682 点、布製品が 318 点、その他（スマートフォン等のグリップ・スタンド、寝具）が 224 点でした。

(注 1) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権：特許法に基づき特許登録された「発明」

実用新案権：実用新案法に基づき実用新案登録された物品の形状、構造等のある「形あるアイデア」

意匠権：意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権：創作されたキャラクターや音楽 CD 等の「著作物」

著作隣接権：レコード会社により制作された「音楽 CD（日本での販売が禁止されている海外版音楽 CD を取締り）」

回路配置利用権：半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき設定登録された「半導体集積回路の回路配置」

育成者権：種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・ 広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
- ・ 著名な他人の「商品等表示」を使用するもの

- ・ 他人の商品の形態を模倣するもの
 - ・ 「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの
 - ・ 技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置
- (例：ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

【お問い合わせ先】
神戸税関 総務部税関広報広聴室
078-333-3028

【参考】神戸税関における差止品目例

<p>財布（商標権）</p>	<p>スマートフォン等のグリップ・スタンド（特許権）</p>
	
<p>肘掛椅子（商標権）</p>	<p>衣類（商標権）</p>
	

「模倣品の水際取締り強化!」

模倣品の 水際取締り強化!

令和4年(2022年)10月1日施行



個人で使用する場合であっても、
海外の事業者から
送付される模倣品

(商標権又は意匠権を侵害するものは、
輸入できません!!)



買う人は、
失う人。 No!
コピー商品

FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs

